

第4章 環境監視等の強化

1 微小粒子状物質（PM_{2.5}）の監視

微小粒子状物質（PM_{2.5}）*については、21年9月に**環境基準***が設定され、府では22年度から自動測定機の整備を進めてきました。24年度には21局（京都市6局）での測定を開始し、全国に先駆けた監視体制の拡充を図っています。25年度には、さらに2局増設し、29局（京都市11局）のよりきめ細かな監視体制をとっています。

25年1月以降、中国での深刻な大気汚染が問題となり、国内においても西日本を中心に環境基準を超える濃度が観測されました。これを受け、国において、「PM_{2.5}に関する注意喚起のための暫定的な指針」が策定され、府では、25年3月7日にPM_{2.5}に関する関係機関連絡会議を開催し、市町村と連携して国の暫定指針値を超えると予想される場合の連絡体制の整備を行いました。

その後、国から同指針に係る判断方法の改善策が示されたことを踏まえ、府においても判断方法の見直しを行い、25年12月6日に関係機関連絡会議を開催し、監視体制や運用方法について周知徹底を行いました。

測定結果（1時間値速報値）は「京都府大気常時監視のホームページ」でリアルタイムで公表しています。また、国の暫定指針値を超えると予想される場合には、注意情報を府ホームページで提供しています。この情報はFAXやメール等により市町村や報道機関等に伝達し、テレビや広報無線等を通じて府民の皆様にお知らせします。

図1-40 PM_{2.5}自動測定機

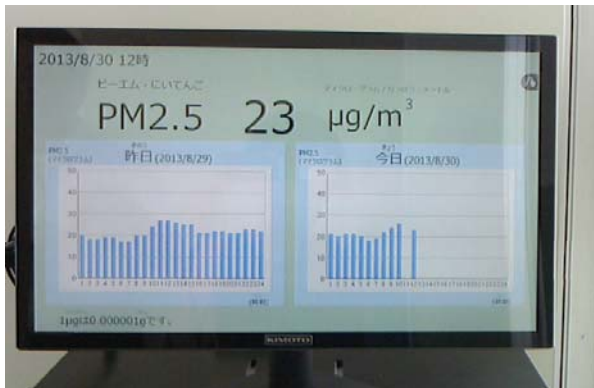


南山城測定局
(南山城保育園 屋上 (南山城村))



井手測定局
(井手小学校 屋上 (井手町))

図1-41 啓発用表示板



濃度グラフ表示



啓発ビデオ

2 環境放射線監視体制の強化

23年3月11日の東京電力（株）福島第一原子力発電所の被災事故（以下「福島原発事故」という。）を受け、府では府民の安心・安全を確保するため、環境放射線*モニタリングの強化や飲料水、食品、府内農畜水産物等について放射性物質測定を実施しています。

①環境放射線モニタリング体制の強化

府では、環境放射線監視体制を順次強化し、健康には全く問題のないレベルであることを情報発信しています。

(1) 原子力発電所の監視

府域に隣接する福井県に立地する関西電力（株）高浜発電所及び大飯発電所の環境への影響を監視・調査するため、環境放射線の測定や環境試料の核種分析を実施しています。また、環境放射線監視テレメータシステム（ARIS）を導入し、高浜発電所及び大飯発電所に係る環境放射線等の監視情報をホームページ等で提供しています。

(2) 情報発信の強化

福島原発事故後、府ホームページに「京都府における環境放射線測定結果」を掲載するとともに、環境放射線監視テレメータシステムホームページに保健環境研究所における空間放射線連続測定データを掲載するなど、情報発信の強化を図りました。

また、25年4月からは、KBS京都の地上波デジタル放送のデータ放送やスマートフォンによる情報提供も行っています。

(3) 文部科学省水準調査の強化

府は、文部科学省の委託を受け、保健環境研究所において、空間放射線の連続測定を行っているほか、雨やちりなどの降下物等について測定を行ってきました。

(4) 環境放射線モニタリング体制の強化

これまで、高浜発電所及び大飯発電所からの周辺環境への影響を監視するため、舞鶴市及び綾部市に設置したモニタリングポストにおいて空間放射線等モニタリングを行ってきたところですが、専門家の意見を踏まえて、23年5月にモニタリングポストを7カ所から15カ所に拡大し府内全域で測定する体制を整備しました。24年3月には追加・再配置により、23カ所に測定体制を拡大し、25年3月にはモニタリングポストを更に追加・再配置し、関西電力の2カ所を含め、31カ所として、府県境界を含めたきめ細かな監視網としました。

(5) 原子力総合防災訓練

26年1月25日に開催された府原子力総合防災訓練において、緊急時モニタリング訓練を実施しました。訓練では、現地モニタリング拠点の設置、モニタリングカーによる緊急時モニタリングを行いました。

②飲料水、食品、農畜水産物等の放射性物質測定の実施

原子力発電所の監視や国の委託を受けた水準調査のほかにも、水道水については、宇治浄水場、木津浄水場及び乙訓浄水場から送り出される水の放射性物質測定を実施しています。

また、府内産農畜水産物等について放射性物質測定を実施しており、これらの測定結果は全て不検出で問題なく、ホームページ等により府民への情報提供を実施しています。

なお、府内に流通する食品については、23年3月から検査を開始し、子どもが口にする食品を中心に府内に流通している食品を検査対象として実施しています。検査結果については、全て公表し、府民の安心・安全の確保を図っています。

図1-42 モニタリングポスト設置地点 (25年3月現在)



図1-43 環境放射線測定施設

■ モニタリングポスト (固定型)



乙訓総合庁舎 (向日市)



乙訓総合庁舎 (向日市)



保健環境研究所 (京都市)



保健環境研究所 (京都市)

図 1-44 モニタリングポスト（放射線測定所）



吉坂測定所（舞鶴市）



老富測定所（綾部市）



盛郷測定所（南丹市）



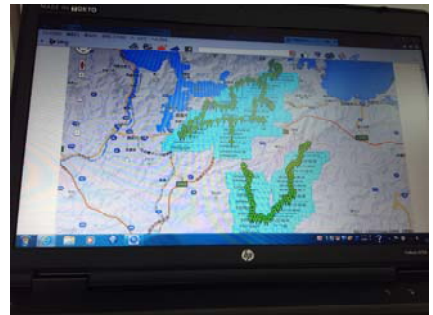
上司測定所（宮津市）

図 1-45 放射性物質測定機器（Ge半導体検出器）



保健環境研究所（京都市）

図 1-46 原子力総合防災訓練の様子



3 戦略的環境アセスメントの推進について

①戦略的環境アセスメントと配慮書手続

事業による環境への影響の回避、低減等を行うためには、事業計画の決定に至るまでのできるだけ早い段階から環境に対する配慮を行うことが重要です。戦略的環境アセスメントは、政策や上位計画段階から、個別事業の計画に至るまでの各段階ごとに環境への影響を考慮し、必要な環境保全対策を検討する一連の手続です。

事業計画が概ね固まった段階で実施する従来の環境アセスメントは、詳細な調査、予測等が可能である一方、明らかになった環境影響に対し、計画を大幅に変更するなどの柔軟な環境保全措置が難しい場合がありますが、早期段階から環境影響を検討し、その結果を活用しながら事業計画を固めていくことで、より柔軟な環境保全措置が行われることが期待されます。我が国においても早期段階からの環境影響評価について検討が進められ、23年4月の環境影響評価法の改正で、まず、事業の位置、規模等検討段階における環境アセスメント（配慮書手続）が導入され、25年4月から施行されています。

府においては、条例において法に準じる規模の事業を対象としていること、対象事業に民間事業が多いこと等を踏まえ、法と同様、条例に配慮書手続を導入しました（26年7月1日施行）。

②条例配慮書手続の概要

事業計画の検討段階では、従来の環境アセスメントと異なり、事業の諸元に基づく詳細な調査、予測等が難しいため、配慮書手続では、原則として事業の位置、規模等の複数案を、環境面から比較、検討することとしています。事業者は、その結果を配慮書に取りまとめ知事に提出し、知事の意見を踏まえて事業の位置等を決定します。

なお、知事が意見を作成するときには、住民、関係市町村長の意見や有識者により構成される環境影響評価専門委員会の意見を聴くこととしています。

図 1-47 戦略的環境アセスメントと配慮書手続の概念図

